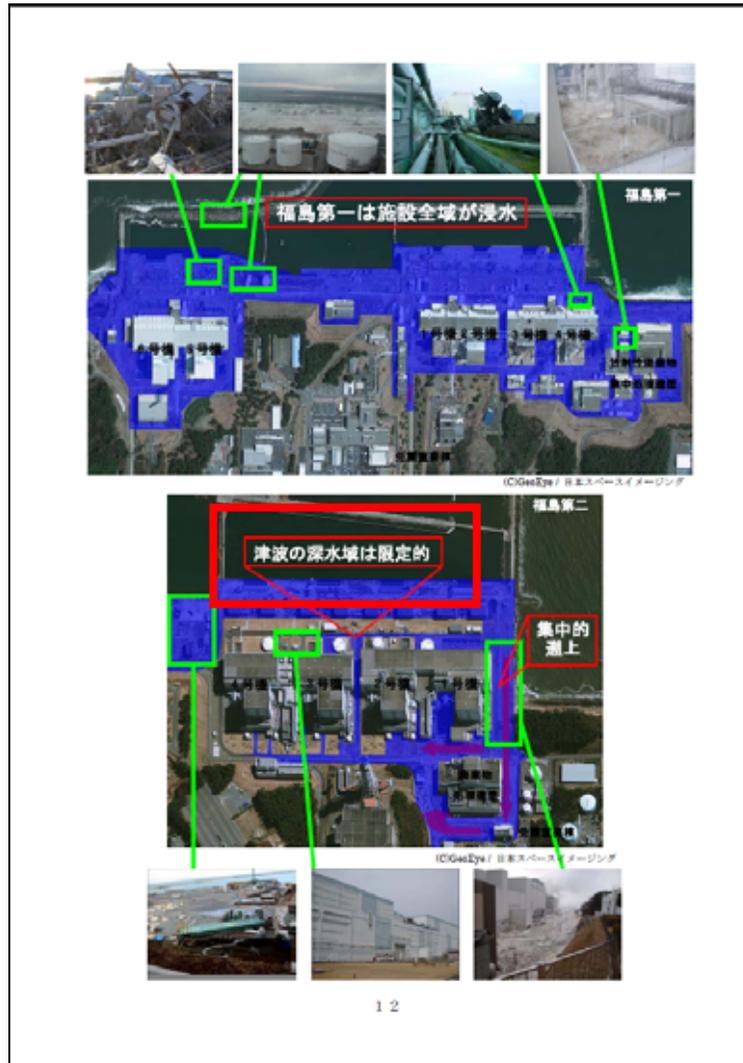


「福島原子力事故調査報告書」訂正箇所一覧表

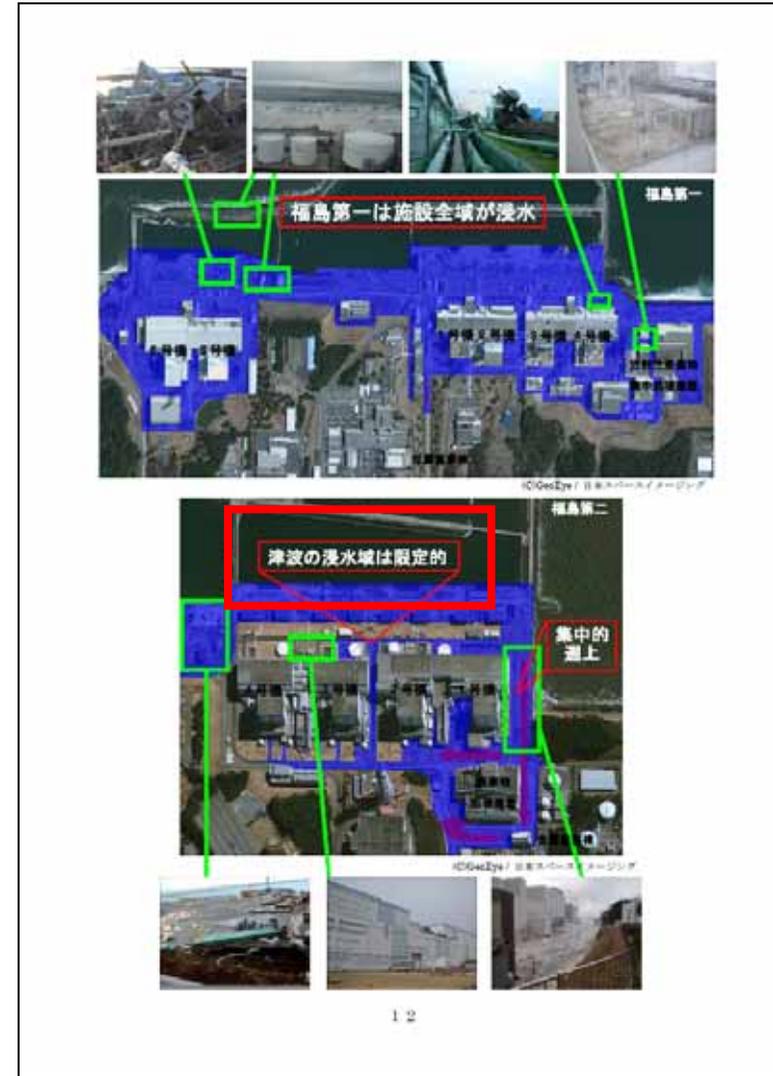
平成 24 年 6 月 26 日
東京電力株式会社

訂正箇所：本編 p 1 2 の図

訂正前



訂正後



【訂正内容】

誤記訂正：（訂正前）「津波の**深水**域は限定的」→（訂正後）「津波の**浸水**域は限定的」

訂正前

で評価する必要があることから、その最終報告に向けて最新の海底地形と潮位観測データを考慮し、平成21年2月に「津波評価技術」に基づき再評価した結果、津波の水位は

福島第一原子力発電所：O.P.+5、4～6、1m

となり、その津波高さに応じて、ポンプ用モータのシール処理対策等を講じている。また、福島第二原子力発電所の再評価の結果からは追加の対策は必要なかった。

以上のとおり、これまで様々な取り組みを行ってきたものの、今般の津波は当社の想定を大きく超えるものであり、結果的に津波に対する備えが足らず、津波の被害を防ぐことができなかった。

津波評価の経緯

	福島第一	福島第二	東海第二	女川
設置時期	1964年 O.P.+3.122m (1965年4月地震津波)	1972年 1号 O.P.+3.122m 1975年 3号 O.P.+3.705m (1965年4月地震津波)	— 再評価済 533.327野田台島 T.P.+3.23m (1971年東海2号津波)	1970年 O.P.+2～3m 1987年 O.P.+8.3m (1981年東海2号津波)
1994年 (平成6年) →津波評価	O.P.+3.25m 対策不策 (予り地震津波で決定、東海2号津波でも許容し、予り地震津波でも許容)	O.P.+3.0m 対策不策 (同左)	—	—
2002年 (平成14年) →津波評価	O.P.+4.7m (福島第一の地震で決定、東海2号津波も許容したが福島第一の地震で下回る) 対策不策	O.P.+3.2m (同左) 対策不策 (動定震源等の地震波)	T.P.+4.05m 対策不策	T.P.+3.6m (三陸沖の地震で決定) 対策不策
2007年 (平成19年) →津波評価	O.P.+10.0m 対策不策 茨城県想定津波公表 茨城県想定津波公表	O.P.+10.0m 対策不策	—	—
2009年 (平成21年) →津波評価	O.P.+6.1m 対策済み(ポンプモーター等) (福島第一の地震で決定)	O.P.+5.2m 対策不策 (福島第二の地震で決定)	O.P.+5.72m 対策済み (ポンプモーターのシール処理)	—
2011年 (平成23年) →津波発生時	東北地方太平洋沖地震津波 津波高 O.P.+13.1m	津波高 O.P.+9.3m	T.P.+5.4m	O.P.+13.0m

(2) 津波に関する関連機関等の主張と当社の対応

当社は上述のとおり、確立された最新の知見に基づき津波の高さを評価しており、平成14年3月に国へ報告して以降、現在に至るまで、津波高さについては、土木学会の「津波評価技術」に基づき評価してきているが、新たに津波に関する知見・学説等が出されたときには、それらについて検討・調査等を行い、試算もしている。

その一環として、津波評価に必要な波源モデル等の知見が定まっていな中、以下の2つの仮定に基づく試算や津波堆積物調査を実施した。以下に地震・津波に関する他機関の主張と当社の対応について示す。 【添付3-15、3-16】

訂正後

で評価する必要があることから、その最終報告に向けて最新の海底地形と潮位観測データを考慮し、平成21年2月に「津波評価技術」に基づき再評価した結果、津波の水位は

福島第一原子力発電所：O.P.+5、4～6、1m

となり、その津波高さに応じて、ポンプ用モータのシール処理対策等を講じている。また、福島第二原子力発電所の再評価の結果からは追加の対策は必要なかった。

以上のとおり、これまで様々な取り組みを行ってきたものの、今般の津波は当社の想定を大きく超えるものであり、結果的に津波に対する備えが足らず、津波の被害を防ぐことができなかった。

津波評価の経緯

	福島第一	福島第二	東海第二	女川
設置時期	1964年 O.P.+3.122m (1965年4月地震津波)	1972年 1号 O.P.+3.122m 1975年 3号 O.P.+3.705m (1965年4月地震津波)	— 統合震源モデル 533.327野田台島 T.P.+3.24m (1971年東海2号津波)	1970年 O.P.+2～3m 1987年 O.P.+8.3m (1981年東海2号津波)
1994年 (平成6年) →津波評価	O.P.+3.25m 対策不策 (予り地震津波で決定、東海2号津波でも許容し、予り地震津波でも許容)	O.P.+3.0m 対策不策 (同左)	—	—
2002年 (平成14年) →津波評価	O.P.+5.7m (福島第一の地震で決定、東海2号津波も許容したが福島第一の地震で下回る) 対策不策	O.P.+3.2m (同左) 対策不策 (動定震源等の地震波)	T.P.+4.05m 対策不策	O.P.+3.6m (三陸沖の地震で決定) 対策不策
2007年 (平成19年) →津波評価	O.P.+10.0m 対策不策 福島県が設定した波源モデルを用いた事業者による評価 茨城県が設定した波源モデルを用いた事業者による評価	O.P.+10.0m 対策不策	—	—
2009年 (平成21年) →津波評価	O.P.+6.1m 対策済み(ポンプモーター等) (福島第一の地震で決定)	O.P.+5.2m 対策不策 (福島第二の地震で決定)	O.P.+5.72m 対策済み (ポンプモーターのシール処理)	—
2011年 (平成23年) →津波発生時	東北地方太平洋沖地震津波 津波高 O.P.+13.1m	津波高 O.P.+9.3m	T.P.+5.4m	O.P.+13.0m

(2) 津波に関する関連機関等の主張と当社の対応

当社は上述のとおり、確立された最新の知見に基づき津波の高さを評価しており、平成14年3月に国へ報告して以降、現在に至るまで、津波高さについては、土木学会の「津波評価技術」に基づき評価してきているが、新たに津波に関する知見・学説等が出されたときには、それらについて検討・調査等を行い、試算もしている。

その一環として、津波評価に必要な波源モデル等の知見が定まっていな中、以下の2つの仮定に基づく試算や津波堆積物調査を実施した。以下に地震・津波に関する他機関の主張と当社の対応について示す。 【添付3-15、3-16】

【訂正内容】

表現の適正化のため訂正：(訂正前)「福島県想定津波公表」→(訂正後)「福島県が設定した波源モデルを用いた事業者による評価」、(訂正前)「茨城県想定津波公表」→(訂正後)「茨城県が設定した波源モデルを用いた事業者による評価」